

廃棄物の保管基準を守りましょう！

法律に基づく基準が遵守できているか、チェックしましょう。□

発生した廃棄物は運搬されるまでの間、保管基準を守り、生活環境の保全上支障のないように事業場で適正に保管する必要があります。

保管基準1 囲いの設置

□周囲に囲いが設けられていること

保管基準2 掲示板の設置

□産業廃棄物の保管に関し 必要な事項を表示した掲示板を見やすい箇所に設けられていること

※具体例は下部を参照

保管基準3 保管高さの遵守

□屋外において容器を用いず保管する場合 法定高さ上限を超えないこと

保管基準5 環境衛生

□ねずみが生息し、及び蚊、はえ その他の害虫が発生しないようにすること

保管基準4 流出防止等

□廃棄物が飛散し、流出し、及び地下浸透し、並びに悪臭が発散しないようすること。※有機物の付着していない、がれき類等 以上の基準に加え、汚水が発生するおそれがある場合には底面を不浸透性の材料で覆う等の措置がしてあること

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第2項

保管場所の掲示板

必要な事項が表示された掲示板を設ける必要があります。

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
管理者	氏名(名称) ○○会社 代表取締役○○
連絡先	TEL:○○-○○○○
最大保管高さ	○○m

- 廃棄物の保管場所であること
- 廃棄物の種類
- 管理者の氏名、連絡先
- 最大保管高さ※
- 縦と横60cm以上の大きさ
- 見えやすい箇所に掲示されている

※最大保管高さに関しては、屋外で容器を用いずに保管する場合のみ記載の義務があります。

＜法律に定められた基準を、しっかりと守りましょう！＞

産業廃棄物の保管高さ

廃棄物を保管する際には、法に基づく保管高さを守る必要があります。



廃棄物が囲いに接する場合

- 囲いの内側2mまでは囲いの高さから50cm以下であること
- 2m以上内側は2m地点から勾配50%以下であること
- 廃棄物の荷重に対し構造耐力上安全な囲いであること

廃棄物が囲いに接しない場合

- 囲いの下端から勾配50%以下であること

※特定産業廃棄物の保管届出

※工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物(建設廃棄物)又は廃タイヤ

区分		位置	事業場外		事業場内
			面積	100m ² 以上	300m ² 以上
法律	建設廃棄物	屋内	—	○	—
		屋外	—	○	—
市条例	建設廃棄物	屋内	—	—	—
		屋外	○	—	○
	廃タイヤ	屋内	—	—	—
		屋外	○	○	○

表中の○に該当する場合は届出が必要

面積100m²以上の屋外で特定産業廃棄物を保管する場合は保管を行う14日前までにその内容を豊田市長に届け出る必要があります。
なお、法律で届出の対象となる場合(事業場外の300m²以上の場所での建設廃棄物の保管)は法律の届出をしてください。

届出済み

届出不要